

岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
（案）

別冊

令和6年3月 日

岡崎市

1 地域脱炭素化促進事業制度とは

地球温暖化対策推進法に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を推進する地域脱炭素化促進事業制度が創設されました。国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域（以下、「促進区域」という。）や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みとなっています。

2 促進区域に含めない区域、配慮事項及び配慮区域

岡崎市、国及び愛知県が設定した促進区域に含めない区域は、以下のとおりです。また、配慮事項及び配慮区域は以下のとおりです。

促進区域に含めない区域			
区域名	区域を定める法令・条例等	区域を確認するための情報源	所管行政機関
国定公園の特別保護地区*・第1種特別地域*	自然公園法	・マップあいち※1 ・あいちの環境※2 (自然環境情報)	愛知県 (環境局 自然環境課)
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園条例	・EADAS※3	環境省 (中部地方環境事務所 野生生物課)
国指定鳥獣保護区の特別保護地区*	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・あいちの環境(自然環境情報)	愛知県 (環境局 自然環境課)
県指定鳥獣保護区の特別保護地区		・EADAS	
自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	・あいちの環境(自然環境情報)	愛知県 (環境局 自然環境課)
生息地等保護区		・あいちの環境(自然環境情報) ・所管行政機関に聴取	
ラムサール条約湿地	ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)	・EADAS	環境省 (中部地方環境事務所 野生生物課)
砂防指定地	砂防法	・所管行政機関に聴取	愛知県 (建設局 砂防課)
地すべり防止区域	地すべり等防止法	・マップあいち	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・EADAS ・所管行政機関に聴取	
保安林	森林法	・所管行政機関に聴取	愛知県 (農林基盤局森林保全課又は農林水産事務所)

市指定自然環境保護区	岡崎市自然環境保全条例	・所管行政機関に聴取	岡崎市（環境政策課）
景観重要建造物	景観法	・岡崎市ホームページ※4	岡崎市（まちづくり推進課）
歴史的風致形成建造物	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	・岡崎市歴史的風致維持向上計画（第8章）※5	岡崎市（まちづくり推進課）

* 環境省令第5条の2第1項第1号の規定により促進区域に含めることができない区域を示す。

※1 マップあいち：愛知県統合型地理情報システム (<https://maps.pref.aichi.jp/>)

※2 あいちの環境：愛知県環境局のWeb ページ
(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>)

※3 EADAS：環境アセスメントデータベース (Environmental Impact Assessment Database System) (<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

※4 岡崎市ホームページ：岡崎市都市政策部まちづくり推進課のWebページ
(<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p017855.html>)

※5 岡崎市歴史的風致維持向上計画：岡崎市都市政策部まちづくり推進課のWebページ
(https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p020134_d/fil/16dai8sho.pdf)

促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）			
考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置収集の方法置）の考え方
	収集の方法		
土地の安定性への影響	地域森林計画対象民有林（森林法） ・マップあいち ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・岡崎市（経済振興部森林課） ・愛知県（農林基盤局林務課、森林保全課又は農林水産事務所）	・地域森林計画対象民有林への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。	・森林の持つ多面的機能が損なわれないよう森林の伐採範囲を最小限とすること。 ・大規模な伐採を伴う場合は、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園の第2種特別地域（自然公園法） ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS	・施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅	・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイ※6の高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展

	<p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>少である場合を除く。）については、極力避けること。</p>	<p>望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p>	<p>国定公園の第3種特別地域（自然公園法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>・施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<p>国定公園の普通地域（自然公園法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>・同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000㎡を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<p>愛知県立自然公園の第2種特別地域（愛知県立自然公園条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>・施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
<p>愛知県立自然公園の第3種特別地域</p>	<p>・施設を設置するために、土地の形状を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 	

	<p>(愛知県立自然公園条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境 (自然環境情報) ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県 (環境局 自然環境課) 	<p>大きく変更する必要があると認められる土地 (谷・急傾斜地等) 又は立木が存在する土地 (立木が僅少である場合を除く。) については、極力避けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p>	<p>愛知県立自然公園の普通地域 (愛知県立自然公園条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境 (自然環境情報) ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県 (環境局 自然環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000 m²を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。

※6 アレイ：太陽光パネルを架台に設置したもの

促進区域の設定に当たって考慮を要する事項 (配慮事項)			
考慮対象事項	収集すべき情報	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組 (環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置の考え方)
	【配慮区域】		
収集の方法			
騒音による生活環境への影響	<p>住宅の分布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図 ・関係機関のWeb ページ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナの設置場所を調整して住居からの離隔を極力確保すること又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設けるなどの防音対策を講ずること。 ・工事の実施に係る作業騒音 (建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等) の防音対策を講ずること。 ・必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること (順応的管理)。
	<p>学校、病院その他の環境の保全についての配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等への騒音による影響が極 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナの設置場所を調整して住居からの離隔を極力確保すること又はパ

	<p>慮が特に必要な施設※ 7の分布状況</p> <p>・EADAS ・住宅地図 ・関係機関のWeb ページ等</p>	<p>力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>・学校、病院等への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p>	<p>ワーコンディショナに防音のための囲いを設けるなどの防音対策を講ずること。</p> <p>・工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。</p> <p>・必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。</p>
水の濁りによる影響	<p>取水施設の状況</p> <p>・関係機関のWebページ等</p>	<p>・取水施設及びその上流側への水の濁りによる影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p>	<p>・沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講ずること。</p>
反射光による生活環境への影響	<p>住宅の分布状況</p> <p>・住宅地図 ・関係機関のWebページ等</p>	<p>・住宅への反射光による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p>	<p>・アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置又は植栽を施すなど、住居の窓に反射光が差し込まないよう措置を講ずること。</p>
	<p>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況</p> <p>・EADAS ・住宅地図 ・関係機関のWebページ等</p>	<p>・学校、病院等への反射光による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p>	<p>・アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置又は植栽を施すなど、学校、病院等の窓に反射光が差し込まないよう措置を講ずること。</p>
重要な地形及び地質への影響	<p>日本の地形レッドデータブック掲載地形</p> <p>・EADAS</p>	<p>・施設を設置するために、重要な地形及び地質を改変し、又は損傷するおそれがある土地及びその周辺を極力避けること。</p>	<p>・当該地形の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p>
土地の安定性への影響	<p>土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地の分布状況</p>	<p>・土砂災害の発生原因となり得る土地及びその周辺を極力避けること。</p>	<p>・土砂災害の発生原因となるおそれのある土地について適切に必要な調査を行い、土砂災害を助長し、又は誘発しないよう、事業区域に含めない、又は必要な措置を講ずること。</p>

	(土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一部、山地災害危険地区等)		<ul style="list-style-type: none"> ・法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配を決定する、地表水及び地下水の状況等を踏まえ適切な排水計画を採用するなど、土地の安定性が確保されるよう適切な事業計画とすること。なお、開発行為における土地の形質変更（掘削、盛土、切土、伐根等）又は土石等の堆積に伴う影響も当該考慮に含めること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	国内希少野生動植物種<植物> (種の保存法)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省（中部地方環境事務所 野生生物課） 		
	県指定希少野生動植物種<植物> (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課） 		
	市指定希少野生動植物種<植物> (岡崎市自然環境保全条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境政策課 			
植生自然度の高い地域	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度8～10の地域及びその周辺を極力避けること。 ・植生自然度7の地域及びその周辺は、 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域（植生自然度7～10）を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS 			

		地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	巨樹・巨木林 ・EADAS	・巨樹・巨木の生育地及びその周辺を極力避けること。	・生育地及びその周辺の改変を避けること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落 ・EADAS	・特定植物群落及びその周辺を極力避けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に特定植物群落群を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	環境省レッドリスト掲載種<植物> ・所管行政機関に聴取【所管行政機関】 ・環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA 類、IB 類又はII 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。 ・準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	レッドリストあいち掲載種<植物> ・所管行政機関に聴取【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA 類、IB 類又はII 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。 ・準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。

	<p>岡崎市版レッドリスト 掲載種<植物></p> <p>・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・岡崎市（環境部 環境政策課）</p>	<p>・絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。 ・準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p>	<p>・事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
<p>植物の重要な種及び重要な群落への影響</p>	<p>天然記念物<植物>に関するものであって、環境配慮の観点から指定されているものに限る。> (文化財保護法) ※ なお、社会的配慮の観点から指定されているものについても、市町村において配慮する必要がある。</p> <p>・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・愛知県（県民文化局 文化芸術課 文化財室）</p>	<p>・天然記念物に指定されている生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を避けること。また、その周辺を極力避けること。</p>	<p>・事業区域内及びその周辺に重要な生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
<p>動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響</p>	<p>国内希少野生動植物種<動物> (種の保存法)</p> <p>・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省(中部地方環境事務所 野生生物課)</p> <p>県指定希少野生動植物種<動物> (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条</p>	<p>・生息地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。</p> <p>・生息地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生息地が特定されている場合は、</p>	<p>・事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生息地の改変を避けること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p> <p>・事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p>

<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>その生息地及び周辺を避けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地の改変を避けること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
<p>市指定希少野生動植物種<動物> (岡崎市自然環境保全条例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生育地及びその周辺を極力避けること。 ・重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生育地の改変を避けること。 ・生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・岡崎市（環境部 環境政策課） 	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>環境省レッドリスト掲載種<動物></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA 類、IB 類又はII 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省（中部地方環境事務所 野生生物課） 	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>レッドリストあいち掲載種<動物></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA 類、IB 類又はII 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課） 	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>
<p>岡崎市版レッドリスト掲載種<動物></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧IA 類、IB 類又はII 類の種の生 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布

	<ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・岡崎市（環境部 環境政策課） 	<p>息地及びその周辺を極力避けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<p>を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<p>天然記念物＜動物に関するもの＞ （文化財保護法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・愛知県（県民文化局 文化芸術課 文化財室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物に指定されている生息地、繁殖地、発生地等及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内及びその周辺に重要な生息地、繁殖地、発生地等を含む場合は、必要に応じて現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・生息地、繁殖地、発生地等の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・生息地、繁殖地、発生地等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
地域を特徴づける生態系への影響	<p>生物多様性の保全上重要な里地里山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な里地里山を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な里地里山が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。
	<p>生物多様性の保全上重要な湿地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な湿地を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、生物多様性の保全上重要な湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
	<p>地域の湿地 ＜生物多様性の保全上重要な湿地を除く。＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を

	<p>(参考文献) 東海地方の湧水湿地 (2019.9 湧水湿地研究会) ※文献に記載されている湿地の位置情報については、愛知県(環境局 自然環境課)を通じて提供可能</p>	<p>配慮が必要と認める湿地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p>	<p>行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。</p>
	<p>自然共生サイト ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・環境省(中部地方環境事務所) ・岡崎市(環境部 環境政策課)</p>	<p>・自然共生サイトは、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p>	<p>・自然共生サイトが付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、自然共生サイト統治責任者及び管理責任者、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周辺に自然共生サイトが存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械又は工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p>	<p>長距離自然歩道(東海自然歩道) ・EADAS ・あいちの環境(自然環境情報) 【所管行政機関】 ・環境省(中部地方環境事務所 国立公園課) ・愛知県(環境局 自然環境課)</p>	<p>・長距離自然歩道を極力避けること。</p>	<p>・長距離自然歩道からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、長距離自然歩道からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・長距離自然歩道の改変を避ける、又は最小限とすること。</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p>	<p>長距離自然歩道(東海自然歩道) ・EADAS ・あいちの環境(自然環境情報) 【所管行政機関】 ・環境省(中部地方環境事務所 国立公園課)</p>	<p>・長距離自然歩道を極力避けること。</p>	<p>・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械又は工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。</p>

	・愛知県（環境局 自然環境課）		
	自然ふれあい地区 （岡崎市自然環境保全条例）	・自然ふれあい地区を極力避けること。	・事業区域の周辺に自然ふれあい地区が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。
	・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・岡崎市（環境部 環境政策課）		・事業区域の周辺に自然ふれあい地区が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械又は工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。

※7 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設：学校・病院・福祉施設・保健医療施設・文化施設等

3 地域脱炭素化推進事業の目標

2050年までに太陽光発電を313,654kWの導入を目指します。

表 5.6 本市における再生可能エネルギーの導入目標（発電設備の出力）

（単位：kW）

再生可能エネルギーの種類	区分	導入目標			
		2020	短期 2025	中期 2030	長期 2050
太陽光発電	住宅用	47,634	50,908	58,622	126,997
	事業所用	64,342	68,817	80,144	173,621
	公共施設用	555	891	6,017	13,036
	未利用地	0	94	1,691	3,662
	農地	0	2,365	42,351	91,748
		112,531	123,075	188,825	409,064

（出典：区域施策編）

4 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

建物の屋上や屋根及び自家消費するにあたり建物の敷地内の土地。

5 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

(1) 地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光発電

(2) 地域脱炭素化促進施設の規模

1,520kW+8,475kW=9,995kW（脱炭素先行地域づくり事業+重点対策加速化事業）